

## 平成 30 年第 2 回可児市農業委員会総会議事録

|                 |  |
|-----------------|--|
| 開催日時            | 平成 30 年 2 月 5 日（月）午後 1 時 30 分から 2 時 10 分   |
| 開催場所            | 可児市役所 5 階全員協議会室  |
| 農業委員            | 菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、<br>二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、<br>渡邊 千春、山田 照男   |
| 農地利用最適<br>化推進委員 | 浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、<br>可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春  |
| 事務局             | 事務局長 渡辺 達也<br>係 長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴  |
| 議 案             | 第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対<br>する許可について<br>第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用<br>許可申請に対する意見について<br>第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対<br>する決定について  |
| 議 長             | <p>平成 30 年第 2 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の欠席委員は、0 名であり、只今の出席委員は 14 名で、定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の欠席委員は、0 名であり、出席委員は 9 名です。</p> <p>これより、平成 30 年第 2 回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、3 番可児勉委員、4 番井藤平榮委員の両名を指名します。</p> |
| 議 長             | <p>日程第 2、議案第 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事 務 局           | <p>議案第 7 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転 2 件の申請があります。</p> <p>受付番号 1 の案件は、譲渡人の今の方と、譲受人の今の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、今字浦無、地目は畑で、面積は 251 m<sup>2</sup>、農振白地の農地です。</p> <p>譲受人は、申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画する</p>  |

となっています。譲受後の耕作面積は9,009㎡となります

受付番号2の案件は、譲渡人の長洞の方と、譲受人の矢戸の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、室原字下、地目は田で、面積は1,065㎡、農振農用地の農地です。

譲受人は、申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は、4,650㎡となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。  
受付番号1、今お願いします。

鈴木(啓)委員 8番鈴木が報告します。

この土地は昨年まで譲渡人が耕作しており、譲受人の宅地に隣接している高低差の少ない畑です。道路にも面しており、譲受人はすぐにでも活用できる畑です。問題ないと思います。

議 長 受付番号2、室原をお願いします。

二宮委員 7番二宮が報告します。

相続後、全面的に地元の方に耕作を依頼している土地です。譲受人は隣接地で耕作されており、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2議案第7号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第3、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権移転7件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の愛知県春日井市の方との間における、所有権の移転で、譲受人が太陽光発電施設を設置するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字大萱、地目は田、面積は652㎡、農振白地の農地で、申請地の北側、東側、南側は道路、西側は田となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が太陽光発電施設を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有へ説明がしてあり、土地改良管理組合の雨水排水に関する同意書があります。雨水排水は水路に排水、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、同じく太陽光発電施設を設置する農地法第5条受付番号2と同時申請です。

受付番号2の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の愛知県春日井市の方との間における、所有権の移転で、譲受人が太陽光発電施設を設置するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字大萱、地目は田、面積は1,094㎡、農振白地の農地で、申請地の北側、東側、南側は道路、北西側は水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が太陽光発電施設を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良管理組合の雨水排水に関する同意書があります。雨水排水は水路に排水、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、同じく太陽光発電施設を設置する農地法第5条受付番号1と同時申請です。

受付番号3の案件は、譲渡人の土田の方外5名と、譲受人の愛媛県四国中央市の法人との間における、売買による所有権の移転で、製紙業資材置場を整備するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻外6筆 地目は畑、面積は合計1,968㎡、農振地域外の農地で、東側の申請地の北側と西側は一体利用する雑種地、南側は雑種地、東側は道路、西側の申請地の北側と東側は一体利用する雑種地、南側は雑種地、西側は譲受人の雑種地、です。

許可後3ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、製紙業資材置場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、工業専用地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号4の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における、売買による所有権の移転で、分譲住宅2棟を建築するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大道、地目は畑、面積は507㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は宅地、西側が畑と宅地、南側は道路、北側が畑と宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、分譲住宅2棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の

一団農地であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良の同意があります。雨水排水は浸透枡を設置して自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、農地法の許可を受けずに農地を埋め立ててゲートボール場に転用していたことから、譲渡人より始末書が提出されております。

受付番号5の案件は、譲渡人の奈良県生駒郡平群町の方と、譲受人の御嵩町の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅敷地1区画を整備するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字愛宕、地目は畑、面積は277㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路に隣接した用悪水路、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅敷地1区画を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者の同意書があります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号6の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の広見の法人との間における売買による所有権の移転で、分譲住宅敷地5区画を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字助太郎、地目は畑、面積は1,325㎡、農振区域外の農地で、申請地の東側は用悪水路、西側は道路に隣接した用悪水路、北側は畑、南側は畑となっており、許可日から6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が、分譲住宅敷地5区画を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地への説明は済ませており、雨水排水は道路側溝へ放流と自然浸透、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、1月31日の現地確認のときにお尋ねのありました、添付の平面図に記載されておりました前面の市道に計画されています道路側溝の新設についてですが、開発の窓口である建築指導課からは、道路幅員4メートルを確保するためには、側溝を整備する必要があり、側溝がないと開発許可がされないとの回答がありました。

受付番号7の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の可児市との間における売買による所有権の移転で、譲受人が市道拡幅に伴う代替用の駐車場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田、地目は田、面積は1,309㎡のうち268.17㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路に隣接した用悪水路、西側は道路、北側は譲渡人の田、南側は一体利用する雑種地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が市道拡幅に伴う代替地として、5条許可済の隣接田、

現況は雑種地を一体利用して、駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良の同意があり、雨水排水は道路側溝を新設し放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われまます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。  
受付番号1、2久々利をお願いします。

高 木 委 員 12番高木が報告します。

受付番号1ですが、太陽光発電を設置するという申請です。一般基準につきましては、問題ないと思ひます。

続きまして受付番号2ですが、受付番号1に隣接する農地に太陽光発電を設置するという申請です。問題ないと思ひます。

議 長 受付番号3、4土田をお願いします。

井 藤 委 員 4番井藤が報告します。

受付番号3ですが、隣接する雑種地と一体利用して資材置場を整備するという申請です。雨水は東側の側溝へ、上下水道は不要、近隣に農業用水もありませんので、問題ないと思ひます。

続きまして受付番号4ですが、分譲住宅2棟を建築するという申請です。いきさつは分かりませんが、ゲートボール場として使用していたということで、始末書が添付されております。隣地への説明は済んでおり、土地改良の同意もあります。雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続ということです。問題ないと思ひます。

議 長 受付番号5、6、7下恵土をお願いします。

可 児 (勉) 委 員 3番可児が報告します。

受付番号5ですが、宅地分譲するという申請です。一般基準判定は事務局から説明があったとおりで、全てクリアされております。問題ないと思ひます。

続きまして受付番号6ですが、耕作放棄地になっていたところを宅地分譲するという申請です。開発につきましても、事務局から説明があったとおり、全てクリアされておりますので問題ないと思ひます。

続きまして受付番号7ですが、市道拡幅に伴う代替地ということです。一般基準判定は事務局から説明があったとおりで、全てクリアされております。問題ないと思ひます。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

大澤委員、どうぞ。

大 澤 委 員 受付番号2ですが、写真を見ると綺麗に土地改良したように見えまして、転用されるのが区画整理と違う形ですが、これがもともとの字絵図という筆なのですか。土地改良され

たときに、筆界変更はされていないのですか。

事務局 現況の筆としましては、公図と違う形で筆界があります。ですので、図面のとおりです。

日比野委員 私が知っている事を申し上げますと、大萱も大平も圃場整備みたいなことをやり、公図はなぶらずに、そのままになっております。

事務局にお尋ねします。土地改良管理組合の同意書が添付されておりますということですが、土地改良のエリア内でないのに何故同意書が添付されていますか。

事務局 土地改良のエリア内ではありませんが、排水が土地改良のエリアにいくということで、同意を取られていると聞いております。

議長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

栗本委員 栗本委員、どうぞ。

栗本委員 受付番号6ですが、雨水排水は道路側溝と自然浸透になっておりますが、どこまでということが分からないので説明をお願いします。また、隣接所有者への説明は済みになっておりますが、同意はされておりますか。そこもはっきりしないと、自然浸透はまずいのではないですか。

事務局 自然浸透と道路側溝へ放流ということで説明させていただきます。表面水につきましては、新規に計画されている位置指定道路を通じて、東側にある農業用水路へ放流ということになっておりますが、100%流れると言うわけではなくて、一部の部分が宅地から自然浸透するということです。基本的には表面の水については流れていくことになります。

議長 隣地同意の件ですが、南側に農地があり同意はいただいております。

議長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

山田委員 山田委員、どうぞ。

山田委員 受付番号1ですが、この辺りはリニア新幹線が数年後に通る予定になっております。荒川豊蔵資料館の辺りがトンネルから地上に出る辺りだと聞いていますが、現地確認はそういう目で見られたのですか。

事務局 太陽光発電の設置はいいのですが、線路の上だと数年後に取り壊しになってしまいますが、そういう目で見られたのかどうか。

事務局 リニア新幹線のルートはJRのホームページで公開されております。場所としましては荒川豊蔵資料館の目の前の辺りと聞いております。事務局としましてはエリア内に入るかどうかということについては、具体的に審査はしておりません。今回につきましては、具体的に抵触するものではないという認識でございましたので、総会にかけました。

議長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 日程第3議案第8号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利

用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借1件、地目は田が5筆、面積は合計2,945㎡の集積となります。

受付番号1の案件は、貸人の下恵土の方と、借人の二野の方との間での使用貸借権の新規設定と再設定です。

土地の概要ですが、新規設定については二野字三作、地目は現況が畑の田、面積は410㎡。再設定については二野字森本外3筆、地目は田、面積は合計2,535㎡。

面積は合計2,945㎡で、平成33年までの3年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第4、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、原案どおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案どおり承認し、市長宛てに報告することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして、平成30年第2回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞様でございました。

<その他>

協議・報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

届出者6名

田12筆 面積7,754㎡ 畑13筆 面積2,561㎡

合計25筆 面積10,315㎡

2. 農業委員会だより

3. 塩地内違反転用に関する事

4. 今後の日程

①おしゃべり交流会

日時：平成30年2月23日（金） 午前10時から午後2時

②現地確認 2月28日（水）

③平成 30 年第 3 回総会 3 月 5 日（月） 午後 1 時 30 分から

5. その他

平成 30 年度農地転用事務処理日程表